

北名古屋市まち・ひと・しごと創生推進計画について

1 地域再生計画の名称

北名古屋市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 計画期間

2023年3月31日から2029年3月31日まで

3 制度の概要

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地域再生計画に対して、企業が寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除する制度で、損金算入による軽減効果と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮される。

制度の活用にあたっては、企業の本社が所在する地方自治体への寄附は本制度の対象とならないこと、また寄附額が10万円以上であることが要件となっている。

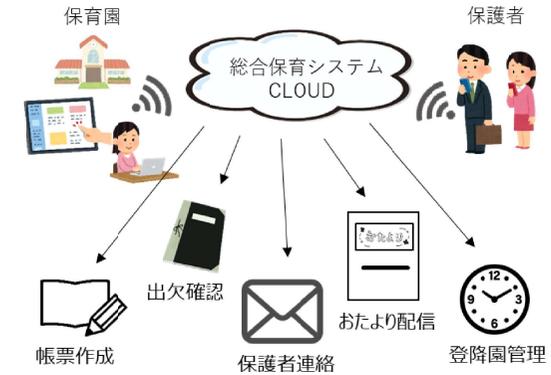
4 本市における企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定状況

「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に適合する地方創生に資する事業を転記した「北名古屋市まち・ひと・しごと創生推進計画」を地域再生計画として策定し、2023年3月末に国から認定を受け、幅広い施策において企業版ふるさと納税の活用が可能になった。

- ・基本目標1 北名古屋市の特性を活かした「しごと」をつくる
- ・基本目標2 北名古屋市の魅力で「新しい人の流れ・にぎわい」を生み出す
- ・基本目標3 北名古屋市の若い世代の「結婚・出産・子育て」の希望をかなえる
- ・基本目標4 北名古屋市の安心な暮らしを守り住み続けられる「まち」をつくる

令和6年度寄附の状況 (単位：千円)

活用事業	寄附件数	寄附金額
総合保育システム導入事業	4件	5,700
市民活動センター管理事業	1件	1,000
中学校整備事業	1件	500
合計	6件	7,200



【総合保育システム】

登降園管理や、保護者とのコミュニケーション機能、園児情報と連動した成長記録や指導案などの帳票作成をデジタル化して記録する機能により、保育士の業務負担を大幅に省力化しながら、保育の質を高める環境づくりを行う。

6 今後の取組方針

引き続き制度の周知を図るとともに、企業版ふるさと納税の寄附先に選ばれるよう、企業へのトップセールスや、昨年度から始めた市外に本社がある企業と本市とのマッチングを支援する成功報酬型の業務委託を活用し寄附を募る。

また、令和7年度に企業版ふるさと納税地方創生基金を設置し、原則として受領した年度の事業費に充てることとされている企業版ふるさと納税寄附金を、翌年度以降の事業にも充てるよう積立てができるようにした。

なお、基金の積立てには特定の事業の基金執行計画について、国の審査が必要であり、現時点では1事業について承認されている。今後、基金を積み立てて活用する事業を実施する場合には、同様の手続きを行う。

こうした取組を通じて、引き続き、企業版ふるさと納税を契機とした関係人口の創出・拡大に繋げていく。